

## 14. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成26年度末	平成27年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	7,190,670	6,805,494
基金等	1,029,910	1,079,518
価格変動準備金	492,482	521,677
危険準備金	667,346	675,573
一般貸倒引当金	1,677	1,310
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	3,582,085	2,857,322
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	246,998	281,996
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	990,405	966,800
負債性資本調達手段等	100,000	338,310
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	79,763	82,985
リスクの合計額	1,381,407	1,450,251
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)		
保険リスク相当額 R1	118,922	118,650
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	53,597	56,014
予定利率リスク相当額 R2	154,118	150,273
最低保証リスク相当額 R7	9,772	8,800
資産運用リスク相当額 R3	1,176,205	1,248,733
経営管理リスク相当額 R4	30,252	31,649
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,041.0%	938.5%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、保険業法施行規則の改正により、平成27年度末からソルベンシー・マージン総額の算出基準が一部変更されています。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。